

viaPlatz サービス契約約款

実施 2020年6月8日
NTT テクノクロス株式会社

第1章 総則

第1条 約款の適用

- 1 NTT テクノクロス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、viaPlatz サービス（以下、「本サービス」という）契約約款を定め、これにより本サービス（当社が本約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。
- 2 本約款は、当社が用語の定義に規定する viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者に適用されます。
- 3 当社は株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズの「WebARENA 共用サーバーホスティングサービス 利用規約（2020年3月31日改定）」（以下、「WebARENA 利用規約」といいます。）に基づき本サービスを提供します。本サービスは WebARENA 利用規約第7条第1項の「他社サービス」に、当社は同条第2項の「他社サービスの提供業者」に、本約款が定める viaPlatz 契約者（申込者）は同条第2項の「契約者」に、および本約款は「当該利用条件等」に、各々該当します。本約款は、「WebARENA 共用サーバーホスティングサービス」の他社サービスである本サービスの利用条件等を定めるものです。

第2条 約款の変更

当社は、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

【表】用語の定義

用語	定義
viaPlatz システム	ブラウザだけで利用者が動画を視聴できるシステム名称です。動画上に直接マーキングしたり、特定シーンにコメントを書き込むことができるオプションがあります。また、理解度確認テスト・アンケートオプションも有しており、動画視聴後の理解度等を把握することができます。
本サービス	当社が viaPlatz 契約者（申込者）に対し提供するサービスで、利用方法は第 4 条で規定されます。
viaPlatz URL	本サービスを利用できる URL。
アカウント	アカウントは当社が本サービスを提供する単位であり、1 viaPlatz 契約者（申込者）に対して、サービス形態に応じた 1 つの viaPlatz 利用環境が付与されます。
viaPlatz サービス設備	本サービスを提供するために株式会社 NTTPC コミュニケーションズが viaPlatz 契約者（申込者）の要望に応じて専用に設置し運用する設備。サーバー機器、インターネットに接続するネットワーク機器、及びそのネットワーク、からになります。
視聴者端末設備	viaPlatz 利用者が自己の責任で用意する本サービスを利用するための PC などの端末設備。
viaPlatz 契約者（申込者）	当社と本約款に基づき、本サービス契約を締結した法人。viaPlatz 契約者（申込者）は、アカウントを管理する viaPlatz 管理者を 1 名指名します。
viaPlatz 管理者	viaPlatz 契約者（申込者）によって指名されたアカウントの管理者。
viaPlatz 利用者	viaPlatz 管理者によって指名された本サービスの利用者。viaPlatz 管理者と viaPlatz 利用者の総称の場合もあります。
最初の契約期間	最初の契約日から本約款の第 13 条（契約期間）に記述された契約満了までの期間。
延長契約期間	最初の契約期間満了後、自動的に延長された契約の期間。
支払単位	契約成立時に定める月額基本料金の月単位、半年単位もしくは 1 年単位の支払単位
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 viaPlatz サービス

第 4 条 viaPlatz サービスの利用

- 1 本サービスは、株式会社 NTTPC コミュニケーションズが用する viaPlatz サービス設備を用いて viaPlatz 契約者（申込者）に対して提供するサービスです。

- 2 本サービス契約が締結されると、viaPlatz 管理者としてログインするためのユーザーID と初期パスワードが、viaPlatz 契約者（申込者）が指名した viaPlatz 管理者に通知されます。
- 3 viaPlatz 管理者は、viaPlatz 利用者に対してログインするためのユーザーID と初期パスワードを発行するとともに、操作権限を設定して、viaPlatz 利用者へ通知します。
- 4 viaPlatz 利用者は、viaPlatzURL にアクセスし、ユーザーID 及びパスワードを入力してログインし、本サービスを利用します。サービスの利用は、viaPlatz 利用者毎に設定された操作権限の範囲内に限定されます。

第3章 契約

第5条 契約の申込

本サービス契約では、viaPlatz 契約者（申込者）と当社が本サービスの内容を調整・確定した後、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。なお、当社所定の契約申込書は、Web の入力フォームの場合があります。

第6条 契約申込の承諾

- 1 本サービス契約は、viaPlatz 契約者（申込者）から本サービス契約の申込みがあり、当社が承諾することによって成立します。
- 2 当社は、前記第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期することがあります。
 - (1) 予期せぬ事情により、当社が新規に本サービスを提供することが技術上著しく困難になったとき。
 - (2) 本サービス契約の申込みをした者が過去において本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は今後怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前記第2項に従い、当社が本サービス契約の申込みを承諾せず、あるいは承諾を延期する場合は、その理由及び延期の場合には承諾時期見込みを申込者に通知します。
- 4 なお、当社が本サービス契約に基づき、viaPlatz 契約者（申込者）に対して行う通知は、すべて申込書に記載された viaPlatz 契約者（申込者）のメールアドレスに送付されます。

第7条 アカウントの通知

- 1 当社は、本サービス契約の申込みを承諾した場合、viaPlatz 契約者（申込者）に対し、最初の契約期間の開始日を記載した本サービスのライセンス証書を送付します。
- 2 本サービスのライセンス証書の送付にあわせて、viaPlatz 管理者のユーザーID と初期パスワードに関する情報が、電子メールで viaPlatz 管理者へ送付されます。

第8条 viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者への本約款の適用

viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 契約者（申込者）が指名する viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者が、本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守することを保証する責任を負います。

第9条 viaPlatz 契約者（申込者）のアカウント管理義務

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）及び viaPlatz 管理者は、アカウントが不正に利用されないよう、viaPlatz 利用者の管理義務を含む管理責任を負うものとします。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）あるいは viaPlatz 管理者が前記第1項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）あるいは viaPlatz 管理者は、アカウントが不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第10条 viaPlatz 利用者の管理義務

- 1 viaPlatz 利用者は、本サービスにアクセスするための URL、ユーザーID 及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。
- 2 viaPlatz 利用者はユーザーID に付属するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとする、などパスワードが盗用されないよう、十分な注意を払うこととします。また本サービスを利用する場合には、第4条（本サービスの利用）第4項の手順を守るものとします。
- 3 viaPlatz 利用者が前記第1項、及び第2項の義務を怠ったために viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 その他、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者は、本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第 1 1 条 契約の形態

本サービスでは、契約個別の、①利用者数、②同時視聴者数、③ストレージ容量（本サービスにおいて、アップロードするコンテンツ、配信用にトランスコードするコンテンツ、アップロードしたコンテンツのサムネイル画像、コンテンツに添付する資料、及び書込んだコメント等のデータを保存するために必要なストレージ容量の総和）、④月間データ転送量（本契約に係る全ての viaPlatz 利用者の動画再生で発生するデータ転送量の総和）等のサービス利用環境を提供する viaPlatz サービス設備を専用に構築します。また viaPlatz 契約者（申込者）の要望に応じて、書込み・ディスカッションオプション、理解度確認テスト・アンケートオプションを設定します。

第 1 2 条 契約の単位

1 つの本サービス契約に対し、1 つのアカウントが発行されます。

第 1 3 条 契約期間

- 1 契約期間は、当社が viaPlatz 契約者（申込者）に対して提供する本サービスの開始日から起算し、当社と viaPlatz 契約者（申込者）の間で個別に定める最低契約期間の末日が属する月の月末日までとします。
- 2 前記第 1 項の契約期間のことを「最初の契約期間」と呼び、「最初の契約期間」は最長 5 年間とします。

第 1 4 条 契約の自動延長

- 1 「最初の契約期間」満了後の契約は、当該契約の満了日の 1 ヶ月前までに viaPlatz 契約者（申込者）から解約の申し出が無い限り、支払単位で自動更新されます。
- 2 前記第 1 項の契約期間のことを「延長契約期間」と呼びます。

第 1 5 条 サービス形態の変更

viaPlatz 契約者（申込者）は、サービス形態の変更を申し出ることができます。サービス形態の変更の申込みは、viaPlatz 契約者（申込者）が当社所定の変更申込書を送付し、当社がそれを承諾することにより成立します。なおサービス形態変更の際には、変更料が課せられる場合があります。

第16条 契約に基づく権利の譲渡の禁止

viaPlatz 契約者（申込者）は、本サービスの提供を受ける権利を、譲渡することができません。

第17条 viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継

- 1 相続又は法人の合併により viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継があったときは、相続人、又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継の届出があったときは、当社の viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知は、継承された viaPlatz 契約者（申込者）に対して送付されるものとします。前記第1項の届出なく viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継があった場合は、当社は継承前の viaPlatz 契約者（申込者）に通知を行ったことに基づき、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第18条 viaPlatz 契約者（申込者）の氏名、請求書送付先住所、メールアドレス等の変更

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、その氏名、法人／公共機関名、部課名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、及び住所について変更があったときは、速やかに様式1の申請書で当社に届け出ていただきます。
- 2 前記第1項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）の住所やメールアドレス等が変更された場合は、当社の viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知は、変更されたメールアドレスに対して送付されるものとします。前記第1項の届出なくメールアドレスが変更された場合は、当社は旧メールアドレスに通知を行ったことに基づき、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第19条 解約の申込

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、最初の契約期間、延長契約期間に係りなく、月末日をもって本サービス契約を解約することができます。解約するときは、解約を希望する月末日の1ヶ月前までに、当社所定の解約申込書を当社に提出して頂く必要があります。なお解約の場合は、第28条に基づく解約金の支払い義務が生じます。

- 2 viaPlatz 契約者（申込者）から第1項による解約の申込みがあった場合、解約希望の月末日で、本サービス契約は解約されるものとし、viaPlatz 契約者（申込者）は本サービスを受けることができなくなります。
- 3 当社は、本サービス契約が解約された時点で、viaPlatz 管理者によって登録された動画を消去するものとします。登録した動画が必要な場合は、解約前にダウンロード機能を使って、動画をダウンロードしてください。
- 4 本サービス契約が解約された場合でも、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及びviaPlatz 利用者は、本サービスのために当社から提供されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。
- 5 当社は、本サービス契約が解約された場合、viaPlatz 契約者（申込者）より既に支払われた料金等を返却することはありません。

第20条 利用できる時間

- 1 本サービスを利用できる時間は、「常時」、とします。ただし、第6章第38条に定める場合を除きます。
- 2 本契約に係る全ての viaPlatz 利用者による月毎のデータ転送量が、最大月間データ転送量を超えたとき、超過料金が発生します。超過料金につきましては、個別に契約する内容に準じます。

第21条 利用に係る viaPlatz 契約者（申込者）の義務

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、本約款に定める条項に加え、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社が本サービス提供のために運用する viaPlatz サービス設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。
 - (2) 当社が本サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
 - (3) 当社の本サービスの信用を毀損する行為。
 - (4) 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - (5) 公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での本サービスの利用。
 - (6) 本サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。

- (7) その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者にも、前記第 1 項の禁止規定を遵守させるものとします。
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が、前記第 1 項および第 2 項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、viaPlatz 契約者（申込者）は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

第 2 2 条 当社が行う利用の停止

- 1 当社は、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの利用を一時的に停止することができます。
 - (1) viaPlatz 契約者（申込者）が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、又は viaPlatz 利用者が、第 2 1 条（利用に係る viaPlatz 契約者（申込者）の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 前記第 2 号のほか、本約款の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の viaPlatz サービス設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前記第 1 項の規定により本サービスの利用停止をする場合は、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を viaPlatz 契約者（申込者）に通知します。
- 3 当社は、前記第 2 項の viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知を、届出のあった FAX 番号、メールアドレス、及び住所の何れかに対して行うものとします。当社は、この viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知を行ったことに基づき、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第 2 3 条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、第 2 2 条（当社が行う利用の停止）の規定により利用を停止された viaPlatz 契約者（申込者）が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。

- 2 当社は、viaPlatz 契約者（申込者）が第22条（当社が行う利用の停止）各項の規定のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、その本サービス契約を解除することができます。
- 3 当社は、前記第1項及び前記第2項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ viaPlatz 契約者（申込者）にその旨を通知します。ただし、viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から10日経過した時点で、本サービス契約は解除されるものとします。
- 4 当社は、前記第3項の規定により本サービス契約が解除された時点で、viaPlatz 管理者によって登録された動画を消去できるものとします。

第24条 資料添付機能の利用

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者は、資料添付機能を利用する場合、当該資料の著作権、肖像権等に違反しないことを確認のうえ、当該機能を利用する義務を負います。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が資料を添付したことにより起因する当該資料の著作権、肖像権等に関わる如何なる問題に関しても、viaPlatz 契約者（申込者）単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第4章 料金等

第25条 料金の支払義務

viaPlatz 契約者（申込者）は、本約款に基づき、料金などの支払い義務を負います。

第26条 料金

料金には、本サービス加入時にお支払いいただく初期費用、及び支払単位でお支払いいただく月額基本料金があります。

第27条 月額基本料金の支払

- 1 月額基本料金は、本サービスの最初の契約期間の開始日前、あるいは最初の契約期間内及び延長契約期間内の各支払単位が終了する月末日までに、お支払いいただきます。

- 2 本サービスの最初の契約期間の開始日が、月初日でない場合は、本サービスの開始月の月額基本料金は日割りで計算し、1,000円未満の端数を切り捨てたうえで、最初に支払単位でお支払いいただく月額基本料金と合わせて請求されます。
- 3 月額基本料金の支払単位は、既にお支払頂いた月額料金に関して変更することはできません。

第28条 解約に伴う料金の計算と解約金

- 1 解約の申込が「最初の契約期間」内の場合は、viaPlatz 契約者（申込者）は、「最初の契約期間」内に支払うべき料金から、解約までに支払った料金との差額を解約金として支払うものとします。
- 2 解約の申込が「延長契約期間」内の場合、当社は viaPlatz 契約者（申込者）から既に支払われた料金等を返却することはありません。

第29条 サービス形態の変更等に伴う料金の計算と変更料金

- 1 月額基本料金の安い本サービスから高い本サービスへ変更した場合の料金の扱いは、下記の(1)、(2)になります。
 - (1) 変更が行われた月の月額基本料金は変更前（但し、月初日からの本サービス形態の変更の場合は変更後）の料金とします。
 - (2) viaPlatz 契約者（申込者）は、変更の翌月（但し、月初日からの本サービス形態の変更の場合は当月）が支払単位の初月でない場合は、変更の翌月から、変更の翌月が属する支払単位の最終月までの期間に関して、変更前と変更後の月額基本料金の差額合計を、支払うものとします。
- 2 月額基本料金の高い本サービスから安い本サービスへ変更した場合の料金の扱いは、下記の(3)、(4)になります。
 - (3) 変更が行われた月の月額基本料金は変更前（但し、月初日からの本サービス形態の変更の場合は変更後）の料金とします。
 - (4) 支払単位でお支払いいただく月額基本料金の差額を、返却することはありません。

第30条 料金等の請求と支払

- 1 初期費用は、最初にお支払いいただく月額基本料金と合わせて請求いたします。

- 2 月額基本料金は、各支払単位の最初の月の初旬頃、請求します。viaPlatz 契約者（申込者）は、当社の請求書発行月の翌月末日までに、請求書に記載する当社指定口座に振込みを行い、支払いを済ませることとします。なお振込みへはお客様の負担となります。
- 3 サービス形態の変更に伴う変更料および月額基本料金や最大月間データ転送量の超過料金が課せられる場合は、その月の翌月に請求されます。viaPlatz 契約者（申込者）は、当社の請求書発行月の翌月末日までに、請求書に記載する当社指定口座に振込みを行い、支払いを済ませることとします。振込み手数料はお客様の負担となります。

第31条 支払い先の指定

当社は viaPlatz 契約者（申込者）に対し、当社が指定した代理店を料金支払い先として指定することがあります。この場合は、viaPlatz 契約者（申込者）は指定の代理店が指定する方法で支払いをすることとします。

第32条 消費税等

料金には消費税等を含んでおりません。料金請求時には消費税等を加えた額を請求いたします。

第5章 割増金及び延滞利息

第33条 割増金

viaPlatz 契約者（申込者）は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第34条 延滞利息

viaPlatz 契約者（申込者）は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 運用保守

第35条 当社の viaPlatz システムの運用義務

- 1 当社は、viaPlatz システムが viaPlatz 契約者（申込者）の正規の利用に対し不足とならないように努力します。
- 2 当社は、viaPlatz システムに障害が生じたことを当社が知ったときは、速やかにそのシステムを修復・復旧するように努力します。

第36条 免責事項

- 1 視聴者端末から viaPlatz サービス設備までの IP パケット伝送特性あるいは IP パケット伝送品質によっては、本サービスを利用できない、あるいは、音声品質、ビデオ品質が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。
- 2 viaPlatz サービス設備が、当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、本サービスを利用できない、あるいは、音声品質、ビデオ品質が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスで viaPlatz 利用者間で行われる書込みの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。
- 4 当社は、本サービスが viaPlatz 契約者（申込者）の期待した品質、機能、動作、操作性、その他の性能に適合すること、及び効用を有することを保証するものではありません。

第37条 反社会的勢力の排除

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自ら、又は自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者および当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者および当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第38条 viaPlatz サービス提供の中止

- 1 当社は、次の場合には、その本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 当社の viaPlatz サービス設備及び本サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、戦争、その他の非常事態により本サービスの提供が困難となったとき。
 - (3) 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、本サービスの提供が困難となったとき。
- 2 当社は、前記第1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを viaPlatz 契約者（申込者）に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、本サービスの中止に基づき、viaPlatz 契約者（申込者）が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第39条 viaPlatz 利用者の維持責任

viaPlatz 利用者は、本サービスの提供に支障を与えないために視聴に用いる端末設備を正常に稼動するように維持するものとします。

第40条 viaPlatz 契約者（申込者）の切分責任

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、本サービスを利用することができなくなったときは、その視聴者端末設備又は視聴用電気通信設備に故障がなく、viaPlatz サービス設備までの IP パケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に調査の請求をしていただきます。
- 2 当社は、viaPlatz 契約者（申込者）の請求により当社が承諾して当社の係員を派遣した場合でも、前記第1項の調査により故障の原因が視聴者端末設備又は視聴用電気通信設備にあり、当社が設置した viaPlatz システムに故障がないと判定した場合には、viaPlatz 契約者（申込者）にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 雑則

第41条 他ネットワーク接続

本サービスの取り扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款により制限されることがあります。

第42条 viaPlatz 利用者への通知

当社は、次の事由が生じたときは、様式1の申請書に記載されているメールアドレスを利用して viaPlatz 管理者に通知します。

- (1) 本約款の変更
- (2) 当社が行う利用の停止
- (3) 当社が行う契約の解除
- (4) 本サービス提供の中止
- (5) その他当社が必要と認めた事項

第43条 準拠法

本サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第44条 紛争の解決

- 1 本サービス契約について viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者と当社間で問題が生じたときは、viaPlatz 契約者（申込者）と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。
- 2 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として解決するものとします。